

# 学校施設整備関連データ・参考資料



## 1. 基本情報 〈4頁〜〉

- (1) 18歳人口推移
- (2) 公立小中学校数と児童生徒数の推移
- (3) 公立小学校の学校数と児童数の推移
- (4) 公立中学校の学校数と生徒数の推移
- (5) 特別支援学級の児童生徒数・学級数
- (6) 通級による指導を受けている児童生徒数の推移

## 2. 学校施設整備指針等 〈11頁〜〉

- (1) 学校施設整備指針の概要
- (2) 学校施設整備指針改訂の変遷
- (3) 最近の学校施設整備に関する報告等

## 3. 学校施設の現状・課題 〈18頁〜〉

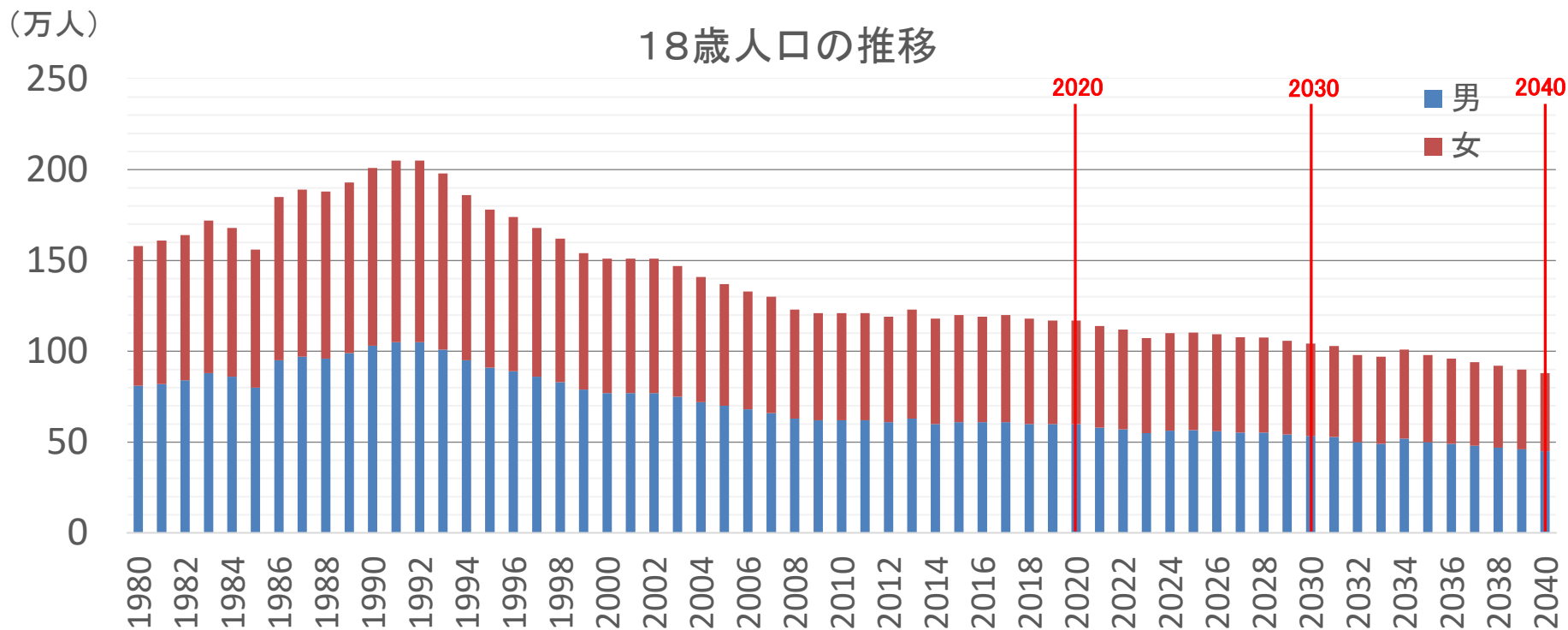
- (1) 公立学校施設の耐震化の状況
- (2) 学校施設の長寿命化計画
- (3) 避難所に指定されている学校の防災機能の保有状況
- (4) 教室の規模
- (5) 多目的スペースの整備
- (6) 学校用家具（教室用机）の整備
- (7) 公立学校施設におけるトイレ環境の改善
- (8) 公立学校施設のバリアフリー化
- (9) 学校施設における木材利用
- (10) 学校施設の複合化等
- (11) 公立学校施設整備費負担事業における  
設計者選定方式等の状況

# 1. 基本情報



# 18歳人口の推移

我が国の18歳人口は、2020年度時点で120万人程度（ピークは1990年頃の200万人超）となっており、今後、2030年には約100万人、さらに2040年には、2020年のおよそ3/4に当たる約90万人まで減少するという推計となっている。



※18歳人口(小学校・中学校・義務教育学校及び中等教育学校前期課程、特別支援学校の各学年の人数を18歳となる年度に記載)

※通年度高卒者(高等学校又は中等教育学校卒業後1年以上経過した後に入学した者)等を含む。

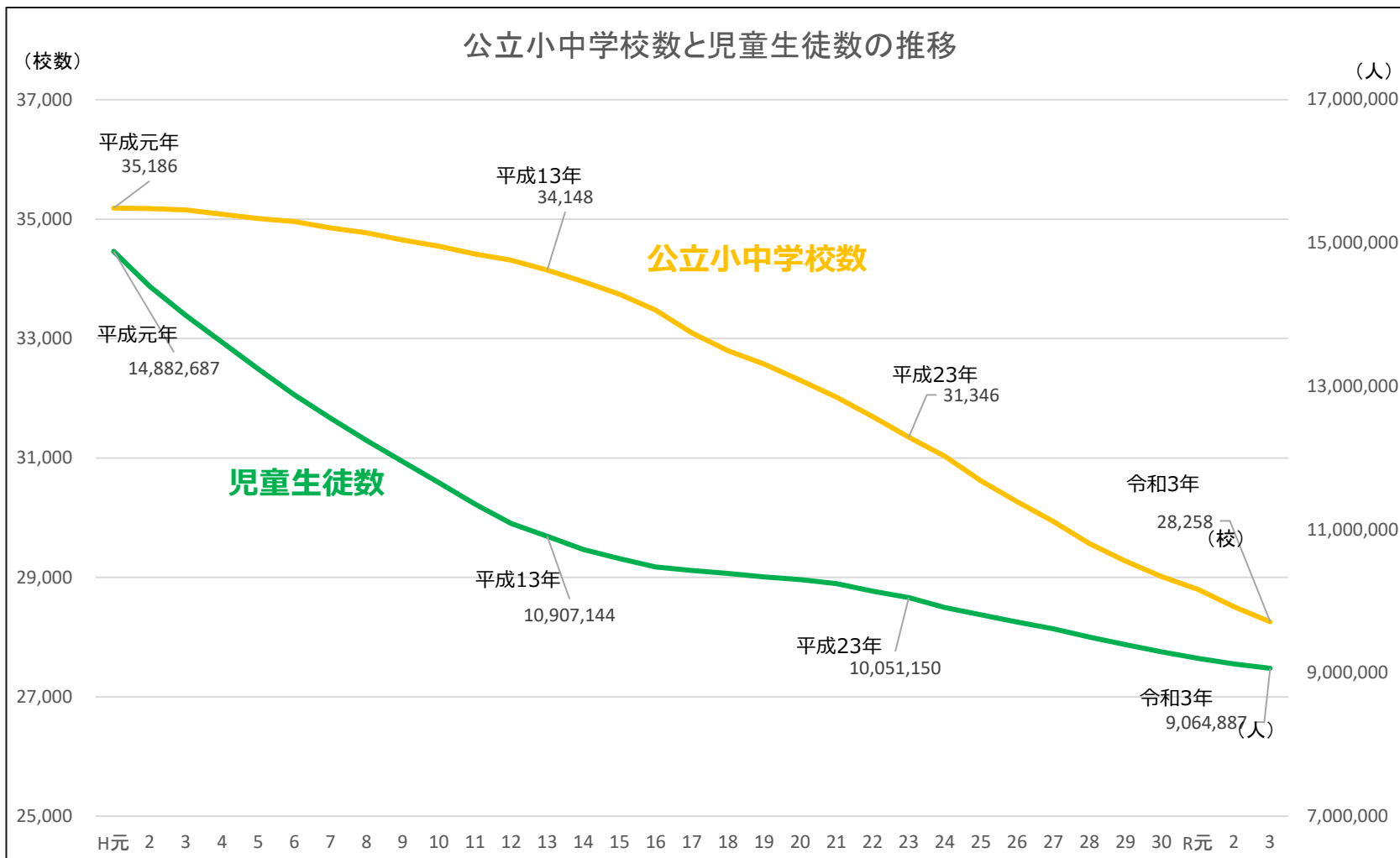
※2031年度以前は文部科学省「学校基本統計」、2032年度以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(出生中位・死亡中位)」を基に作成

# 公立小中学校数と児童生徒数の推移



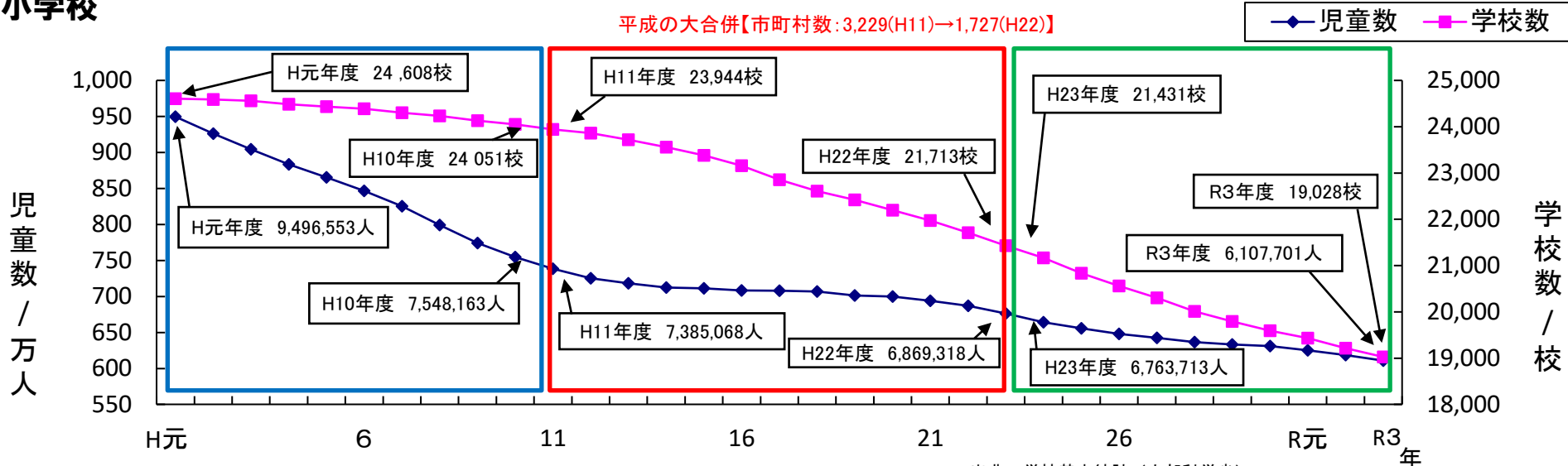
- 過去10年間で公立小中学校の学校数は9.9%(3,088校)減少。
- 過去10年間で公立小中学校の児童生徒数は9.8%(986,263人)減少。
- 1市町村に1小学校1中学校等※1という市町村は244(14.0%)※2ある。

※1: 1小1中0義務、1小0中0義務、0小0中1義務  
 ※2: 令和3年5月1日時点の市町村数(1747市町村)を分母として算出



# 公立小学校の学校数と児童数の推移

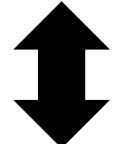
## 小学校



出典：学校基本統計（文部科学省）  
総務省ウェブサイト「市町村数の変遷と明治・昭和の大合併の特

● 平成元年度～平成10年度  
⇒ 児童数  $\Delta 1,948,390$ 名 小学校数  $\Delta 557$ 校

● 平成11年度～平成22年度（平成の大合併）  
⇒ 児童数  $\Delta 515,750$ 名 小学校数  $\Delta 2,231$ 校  
（参考：市町村数  $\Delta 1,502$ ）



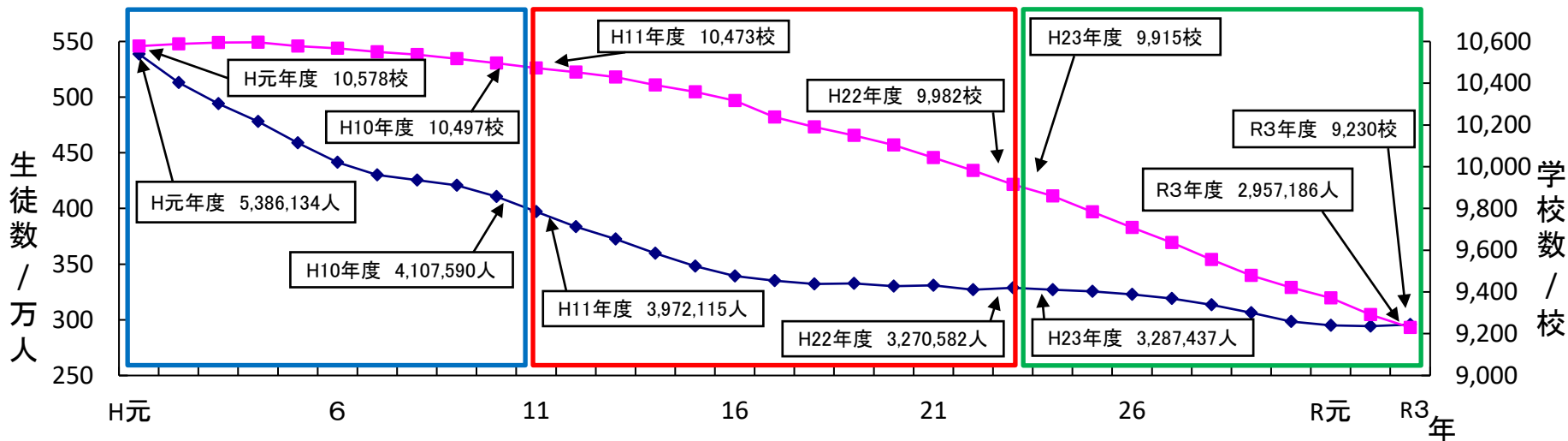
● 平成23年度～令和3年度  
⇒ 児童数  $\Delta 656,012$ 名 小学校数  $\Delta 2,403$ 校

現在も「平成の大合併」の間を上回るようなペースで小学校の数は減少

# 公立中学校の学校数と生徒数の推移

## 中学校

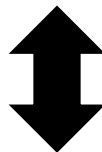
平成の大合併【市町村数:3,229(H11)→1,727(H22)】



出典：学校基本統計（文部科学省）  
総務省ウェブサイト「市町村数の変遷と明治・昭和の大合併の特徴」

● 平成元年度～平成10年度  
⇒ 生徒数  $\Delta 1,278,544$ 名 中学校数  $\Delta 81$ 校

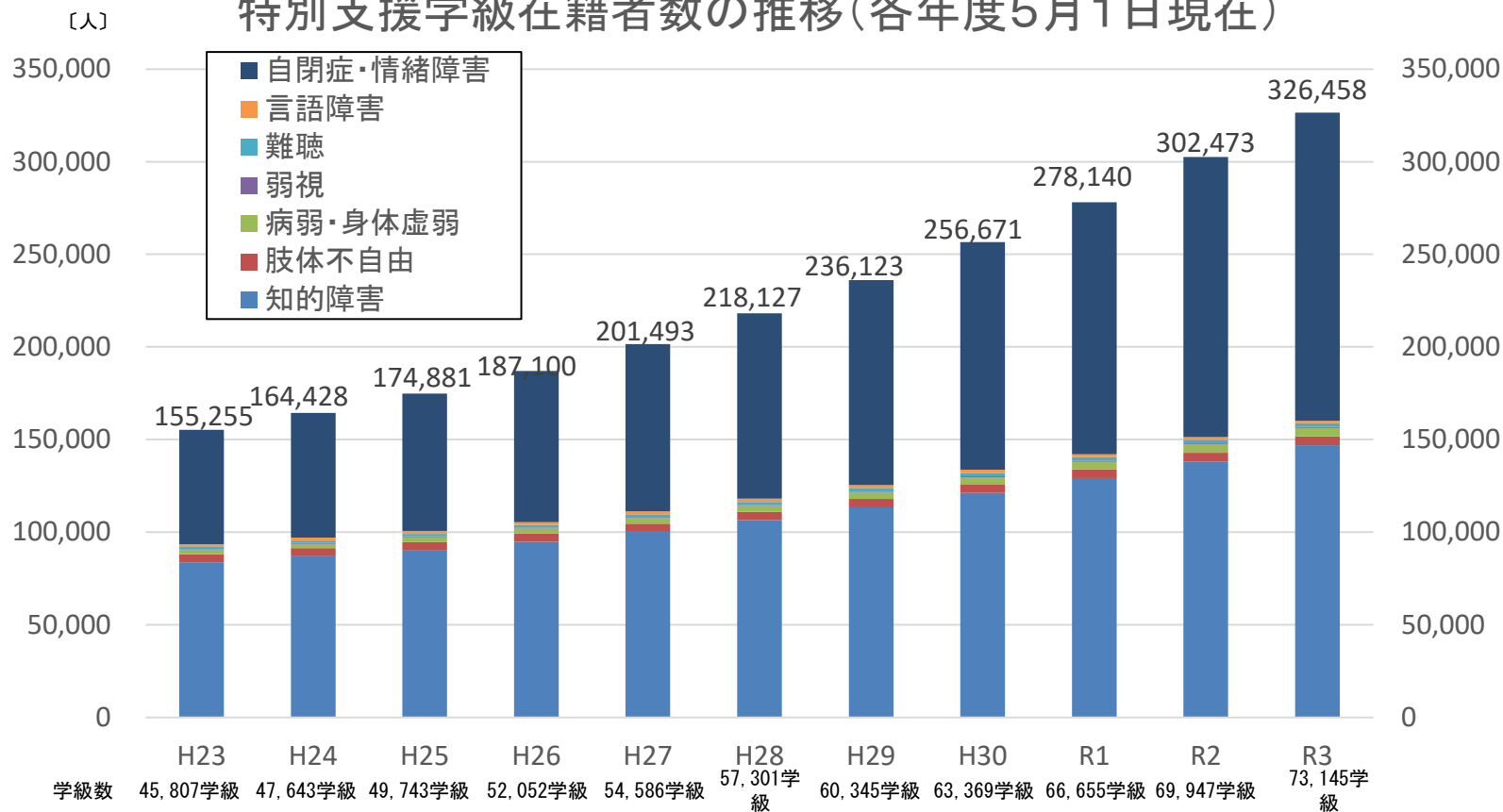
● 平成11年度～平成22年度（平成の大合併）  
⇒ 生徒数  $\Delta 701,533$ 名 中学校数  $\Delta 491$ 校  
（参考：市町村数  $\Delta 1,502$ ）



● 平成23年度～令和3年度  
⇒ 生徒数  $\Delta 330,251$ 名 中学校数  $\Delta 685$ 校

「平成の大合併」の間を超えるようなペースで中学校の数は減少

特別支援学級在籍者数の推移(各年度5月1日現在)



## 【令和3年度の状況】

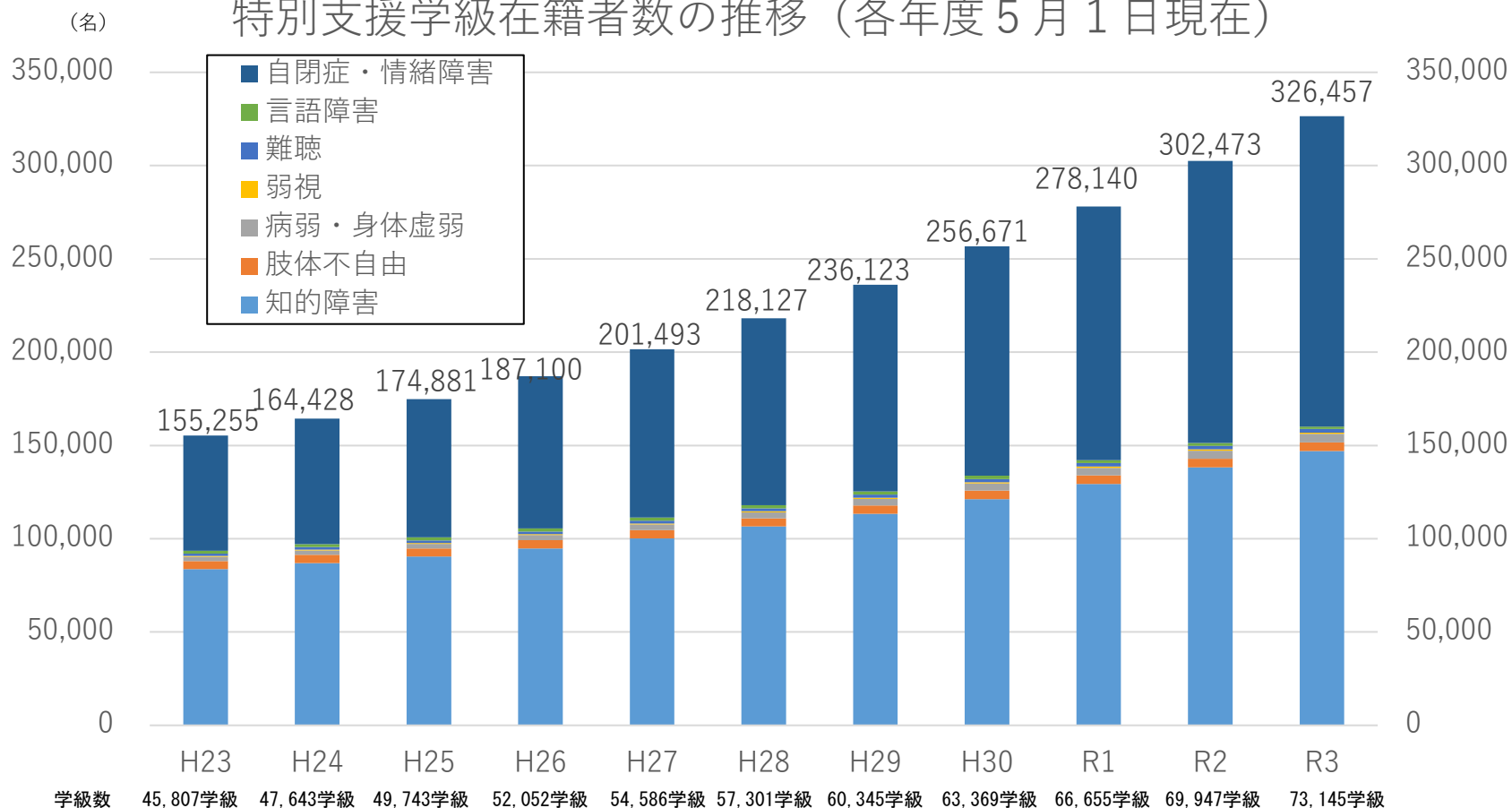
	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	31,227	3,191	2,883	544	1,341	692	33,267	73,145
在籍者数	146,948	4,653	4,618	631	1,931	1,355	166,322	326,458

(出典)学校基本統計



# 特別支援学級の児童生徒数・学級数

特別支援学級在籍者数の推移（各年度5月1日現在）

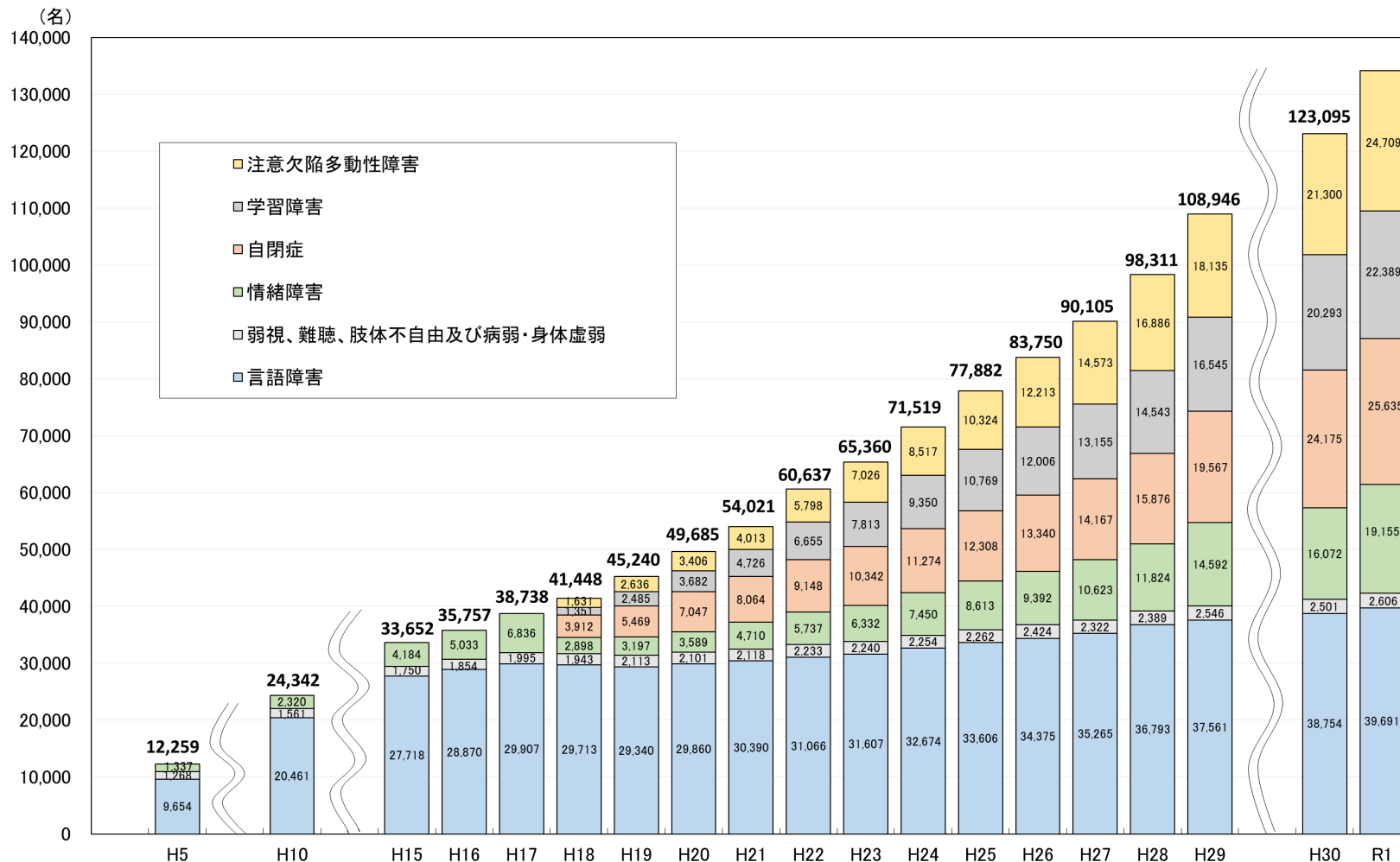


【令和3年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	31,227	3,191	2,883	544	1,341	692	33,267	73,145
在籍者数	146,946	4,653	4,618	631	1,931	1,355	166,323	326,457

(出典) 学校基本統計

## 通級による指導を受けている児童生徒数の推移(各年度5月1日現在)



※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

## 2. 学校施設整備指針等



# 学校施設整備指針の概要

- 学校は、子供たちが生き生きと学習や生活を行うことができる安全で豊かな施設環境を確保し、教育内容・方法の多様化へ対応するための施設機能を備えることが必要。
- このため、小学校、中学校などの学校種別ごとに、学校施設整備の基本方針や計画・設計上の留意事項について示した「学校施設整備指針」を策定。この指針では、
  - ①高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境の整備
  - ②健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保
  - ③地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備

の3点を学校施設整備の基本方針として、学校施設の配置計画や平面計画、各室の計画等において留意すべき事項を提示。また、学校施設の先進事例を集めた事例集等も作成。



平成4年策定

**「学校施設整備指針」の策定**

学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するため、計画・設計上の技術的な留意事項を提示

平成13年改訂

**学習指導要領の改訂等を踏まえた改訂**

子供たちの主体的な活動の支援、地域コミュニティの拠点としての学校等について記載を充実

平成15年改訂

**学校施設の防犯対策、耐震化等の課題に対応した改訂**

学校施設の防犯対策、既存学校施設の耐震化の推進、建材等から放散される化学物質による室内空気汚染の防止対策等について記載

平成19年改訂

**特別支援教育制度の導入に対応した改訂**

特別支援教育を推進するための施設整備の基本的考え方を示すとともに、学校施設のバリアフリー化、児童生徒の障害の特性に応じた計画・設計上の留意事項について記載

平成21年改訂

**学校施設の事故防止に対応した改訂**

学校施設の事故全般（転落、衝突、転倒、挟まれ、落下物等）を対象とした留意事項について記載

平成22年改訂

**学習指導要領の改訂等を踏まえた改訂**

外国語活動への対応や理数教育環境、情報環境等について記載を充実

平成26年改訂

**学校施設の津波対策、避難所としての防災機能強化、老朽化等の課題に対応した改訂**

学校施設の津波対策、避難所としての防災機能の強化、老朽化対策等について記載

平成28年改訂

**義務教育学校の創設等の近年の社会変化に対応した改訂**

義務教育学校の創設、学校施設と他の公共施設等との複合化、長寿命化対策等について記載

平成31年改訂

**学習指導要領の改訂等を踏まえた改訂**

ICT活用、教職員の働く場としての機能向上、地域との連携・協働の促進等について記載を充実

令和4年改訂

**新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方等を踏まえた改訂**

1人1台端末環境のもと、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実等に向け、また、特別支援教育を巡る状況等を踏まえ、新しい時代にふさわしい学校施設の在り方について記載を充実

# 「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告（概要）

1人1台端末環境のもと、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、新しい時代の学校施設の在り方を議論

## 第1章 新しい時代の学びの姿

### （1）社会情勢の変化

- ⇒社会の在り方が劇的に変わる「Society 5.0時代」の到来
- ⇒新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」

### （2）「令和の日本型学校教育」の姿

- ⇒中央教育審議会において、新しい時代の初等中等教育の在り方を検討
- ⇒教育再生実行会議において、ポストコロナ期における新たな学びの在り方を検討

学校のICT環境が整備され、1人1台端末環境のもと、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

### （3）「令和の日本型学校教育」の構築に向けた改革の方向性

- ・新学習指導要領の着実な実施
- ・9年間を見通した義務教育の在り方
- ・学校における働き方改革の推進
- ・地域社会や関係機関等との連携・協働
- ・GIGAスクール構想、ICTの活用
- ・多様な教育的ニーズのある児童生徒への対応
- ・少人数による指導体制の整備

## 第2章 学校施設の課題

### （1）新しい時代の学びへの対応の必要性

#### ●ポストコロナ時代における学校施設という実空間の役割

- ⇒児童生徒にとって安全・安心な居場所を提供するという福祉的機能、社会性・人間性を育む社会的機能を有するなどの学校の持つ役割・在り方を再認識
- ⇒ポストコロナ時代において、子供たちがともに集い、学び、遊び、生活する学校施設という実空間の価値を捉え直す必要

#### ●学びのスタイルの変容への対応

- ⇒ICTの活用などにより、学級単位で一つの空間で一斉に黒板を向いて授業を受けるスタイルだけでなく、学びのスタイルが多様に変容していく可能性が拡大
- ⇒空間・時間を超えて、様々な学習リソースに非同期にアクセスして学ぶことができるなど「非同期・分散」した学びのスタイルが広がり、これまでの「同期・集合」した学びのスタイルと往還する場面が展開されていく可能性も拡大

### （2）～（4）学校施設等における現状と課題

- ・これまでの学校施設の計画、教室面積、多目的スペース、空調設備の整備状況等
- ・防災・減災、国土強靱化、耐震対策・老朽化した施設の実態、維持管理等
- ・国・地方の財政状況、適正規模・適正配置等の実態、複合化・集約化の状況等

## 第3章 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方

新しい時代の学びを実現する学校施設の姿（ビジョン）

### Schools for the Future

「未来思考」で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造する

#### 「未来思考」の視点

- ① 学校は、教室と廊下それ以外の諸室で構成されているものという**固定観念から脱し、学校施設全体を学びの場として捉え直す**。廊下も、階段も、体育館も、校庭も、あらゆる空間が学びの場であり、教育の場、表現する場、心を育む場になる。
- ② 教室環境について、**単一的な機能・特定の教科等に捉われず、横断的な学び、多目的な活動に柔軟に対応していく視点（柔軟性）**をもつ。
- ③ 紙と黒板中心の学びから、1人1台端末を文房具として活用し多様な学びが展開されていくように、学校施設も、**画一的・固定的な姿から脱し、時代の変化、社会的な課題に対応していく視点（可変性）**をもつ。
- ④ どのような学びを実現したいか、そのためにどんな学び舎を創るか、それをどう生かすか、**関係者が、新しい時代の学び舎づくりのビジョン・目標を共有する**。14

# 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方（5つの姿の方向性）

## 【新しい時代の学び舎として創意工夫により特色・魅力を発揮】

### 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現

学び

- ⇒ 1人1台端末環境等に対応した机を配置し、多様な学習を展開できる教室環境の整備
- ⇒ 個別学習や少人数学習など柔軟に対応できる多目的スペース、学習支援、教育相談等の環境整備
- ⇒ 教職員のコミュニケーション・リフレッシュの場（ラウンジ）、映像編集空間（スタジオ）の整備  
（教室・教室周辺の空間の改善・充実に関する創意工夫の例）



1人1台端末環境等に対応したゆとり  
のある教室の整備



多目的スペースの活用による多様な  
学習活動への柔軟な対応



ロッカースペース等の配置の工夫等  
による教室空間の有効活用

生活

### 新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現

- ⇒ 居場所となる温かみのあるリビング空間（小教室・コーナー、室内への木材利用）
- ⇒ 空調設備の整備、トイレの洋式化・乾式化、手洗い設備の非接触化

共創

### 地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現

- ⇒ 地域の人たちと連携・協働していく活動・交流拠点として「共創空間」を創出
- ⇒ 地域の実情等に応じた他の公共施設等との複合化・共用化等

## 【新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進】

安全

### 子供たちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現

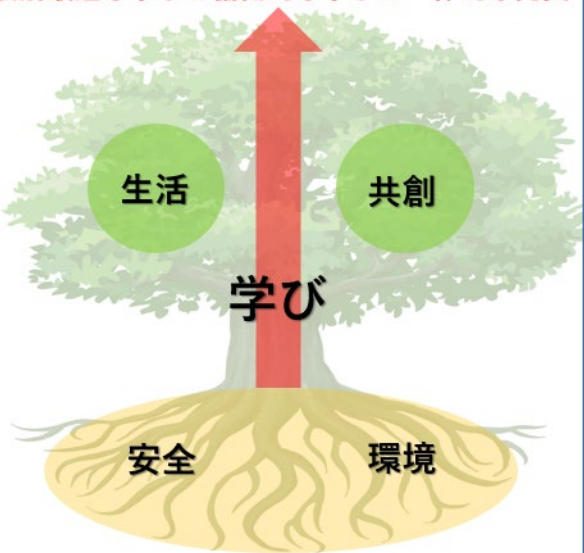
- ⇒ 老朽化対策等により、安全・安心な教育環境を確保
- ⇒ 避難所として自家発電・情報通信設備、バリアフリー、水害対策等の防災機能を強化

環境

### 脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現

- ⇒ 屋根や外壁の高断熱化や高効率照明などの省エネルギー化、太陽光発電設備の導入の促進により、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）を推進
- ⇒ 環境や地域との共生の観点から学校における木材利用（木造化、室内利用）を推進

全ての子供たちの可能性を引き出す、  
個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実



新しい時代の学び舎として目指していく姿

「未来思考」をもった上で、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」に向けて、**これからの新しい時代の学び舎として目指していく姿**を示す。

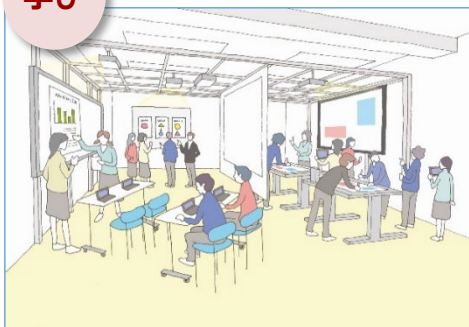
新しい時代の学び舎として創意工夫により特色・魅力を発揮するものとして、その中心となる「幹」に『**学び**』を据え、その学びを豊かにしていく「枝」として『**生活**』『**共創**』の空間を実現する。

また、新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進していく「根」として『**安全**』『**環境**』の確保を実現する。

# 新しい時代の学びを実現する空間イメージ例（未来思考の視点を含む）

これからの学校施設は、新しい時代の学びを実現していくことを基本とし、それらを具体化する施設環境を創造していく

学び



単一的な機能・特定の教科等に捉われず、横断的な学び、多目的な学びに対応できるよう、創造的な空間に転換していく姿

学び



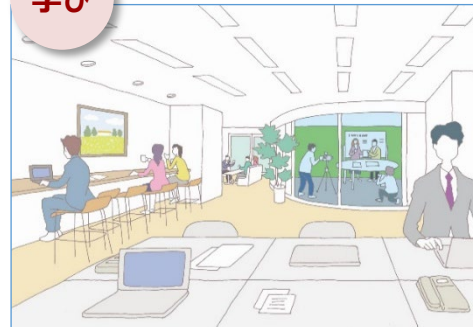
学校図書館とコンピュータ教室と組み合わせ、読書・学習・情報のセンターとなる「ラーニング・commons」としていく姿

学び



教室と連続する空間も活用し、高機能のコンピュータ室を専門的で高度な学びを誘発する「デザインラボ」としていく姿

学び



映像編集やオンライン会議のためスタジオ、情報交換や休息ができるラウンジなど、円滑に業務を行える執務空間としていく姿

生活



木材を活用し温かみのあるリビングのような空間の中で、壁面の工夫やベンチ等を配置し、豊かな学び・生活の場としていく姿

共創



地域コミュニティの拠点として、地域や社会の人たちと連携・協働し、ともに創造的な活動が展開できる共創空間としていく姿

安全



長く使い続けることができるように安全性を確保し、子供たちの学び・生活の場、地域のコミュニティの拠点としていく姿

環境



省エネルギー化や再生可能エネルギーを導入等を積極的に進め、環境教育での活用や地域の先導的役割を果たしていく姿



## 第4章 学校設置者における推進方策

今後も増加する膨大な老朽化施設の現状等を踏まえ、教育環境向上と老朽化対策を一体的に図る長寿命化改修等を積極的に推進していくことをはじめとした具体的な方策を提言

### (1) 長寿命化改修を通じた、新しい時代の学びを実現する教育環境向上と老朽化対策の一体的な推進

- 安全・安心な教育環境を確保しつつ、新しい時代の学びを実現していくため、長寿命化改修等を通じ、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備を積極的に推進

### (2) 首長部局と協働した、中長期的視点からの計画的・効率的な整備の推進

- 教育委員会と、まちづくり部局や財政部局、環境部局、防災部局等の首長部局との横断的な検討体制を構築
- 中長期的な将来推計を踏まえ、計画的・効率的な施設整備を推進（将来変化に柔軟に対応できる施設、将来的な他用途への転用、複合化・共用化等）

### (3) 多様な整備手法等の活用と、施設整備と維持管理の着実な推進

- PPP/PFI手法を含め、民間活力を活用した施設整備・維持管理を積極的に推進
- 計画的に施設の点検・修繕等を行い、不具合を未然に防止する「予防保全」型の管理へと転換

### (4) 学校関係者等の参画による豊かな学びの環境整備の推進

- 学校施設の計画・設計において、学校設置者と設計者だけでなく、新しい学びの担い手である学校の教職員など関係者が参画した施設づくりを促進、プロポーザル方式の導入推進等

## 第5章 国における推進方策

新しい時代の学びを実現する学校施設の整備を着実に進めるための具体的な方策を提言

### (1) 新しい時代の学びを実現する学校施設整備の方向性（目標水準）の提示

- 2020年代を通じて目指す、新しい時代の学びを実現する学校施設整備の方向性を目標水準として整理

### (2) 教育環境向上と老朽化対策の一体的整備の事例収集・分析

- 長寿命化改修等を通じ、教育環境向上と老朽化対策を一体的に整備している好事例について、ボトルネックとなる課題の解決策とあわせて積極的に周知

### (3) 学校施設整備のための財政支援制度の見直し・充実

- 安定的・継続的な予算確保
- 国庫補助単価を含めた財政支援制度の更なる見直し・充実

### (4) 新しい時代の学びを実現する学校施設整備の技術的支援の充実

- 学校施設整備・活用のためのプラットフォームを構築（事例・ノウハウの発信、専門家派遣等）
- 先導的モデル研究等を通じた新たな学校施設モデルの提示

### (5) 学校施設整備指針の改訂

### (6) 普及啓発、適切なフォローアップと更なる調査研究等の実施

### **3. 学校施設の現状・課題**



## 構造体の耐震化

(出典) 令和3年度公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査

○ 耐震化率: **99.6%** (前年度 99.4%)

(113,966棟/114,410棟)

○ 耐震性がない建物

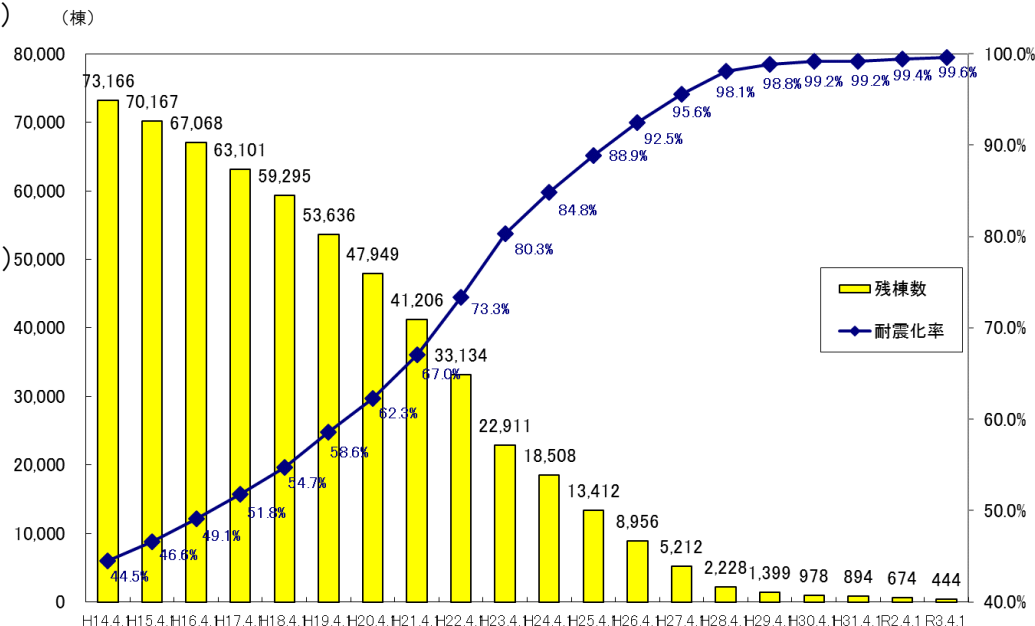
(耐震診断未実施の建物を含む): **444棟**

(前年度 674棟)

○ 各自治体の耐震化の状況

	令和2年度	令和3年度
耐震化率100% 達成	1,663 自治体 (93.2%)	1,694 自治体 (95.1%)
耐震化未完了	121 自治体 (6.8%)	88 自治体 (4.9%)

○ 耐震化の進捗状況



## 吊り天井等の落下防止対策

○ 吊り天井等の落下防止対策実施率: **99.5%** (前年度 99.2%)○ 対策が未実施の吊り天井等を有する屋内運動場等: **164棟** (全棟数31,745棟の0.5%)

## 吊り天井等以外の非構造部材の耐震点検・耐震対策

○ 耐震点検実施率: **94.3%** (26,414校/28,014校) (前年度92.6%)○ 耐震対策実施率: **52.1%** (14,609校/28,014校) (前年度48.2%)

# 学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）

- 国、地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するため策定された「**インフラ長寿命化基本計画**」等に基づき、各地方公共団体等が「**個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）**」を策定する。
- 個別施設計画は各施設に必要な機能を維持するため中長期にわたる整備の内容や時期、費用等を具体的に表した計画であり、**限られた財源の中で施設を長寿命化しながら維持管理・更新コストの縮減・平準化を図る**など、**戦略的に施設整備を進める点で重要なもの**。

## ○インフラ長寿命化基本計画の体系（公立小中学校の場合）

個別施設計画を核としたメンテナンスサイクルの実施

### インフラ長寿命化基本計画（H25.11.29）

- 策定主体：国
- 対象施設：全てのインフラ

### 公共施設等総合管理計画 《インフラ長寿命化計画（行動計画）》

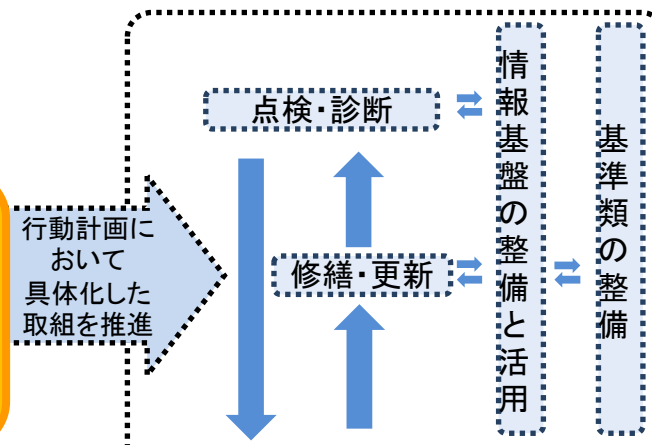
- 策定主体：文部科学省及び地方公共団体
- 対象施設：安全性等を鑑み、策定主体が設定
- 策定期限：平成28年度までに策定

基本計画に  
基づき策定

行動計画に  
基づき策定

### 個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）

- 策定主体：各教育委員会
- 対象施設：各地方公共団体の行動計画において設定
- 策定期限：令和2年度までのできるだけ早い時期に策定することと  
していたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、**「改革工程表2021」にて、策定期限を令和4年度まで延長**



※ 公共施設の約5割を占める文教施設についての検討は、公共施設マネジメントの推進において必要不可欠であり、個別施設計画を早期に策定することが重要。また、策定した個別施設計画は、内容の充実など、**適時に見直しを行う**ことが必要。

## 学校施設の長寿命化計画（計画策定後の取組）

- ▷▷▷ 個別施設計画を策定後も、記載内容について適宜フォローアップが必要!!
- ・ 策定後に統廃合の方針が決定した場合は、その内容を反映
  - ・ 改築から長寿命化改修へのシフトに加え他の公共施設との複合化などの検討内容を反映 等

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(答申)【概要】  
 ～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～

令和3年1月26日 中央教育審議会

### 8. 人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について

#### (3) 地域の実態に応じた公的ストックの最適化の観点からの施設整備の促進

- 児童生徒の多様なニーズに応じた施設機能の高機能化・多機能化, 防災機能強化
- 地域の実態に応じ, 小中一貫教育の導入や学校施設の適正規模・適正配置の推進, 長寿命化改良, 他の公共施設との複合化・共用化など, 個別施設計画に基づく計画的・効率的な施設整備

#### <参考>

個別施設計画の策定率(公立学校施設) : 92%(令和3年4月1日時点の策定率)

※個別施設毎の長寿命化計画の策定状況調査より

## 防災機能の保有状況

学校施設は、児童生徒の学習の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割を担っていることから、学校施設における防災機能の強化が必要。

(平成31年4月現在)

学校種別	小・中学校	高等学校	特別支援学校
全公立学校数及び避難所指定学校数			
全公立学校数	28,613校 (100%)	3,599校 (100%)	1,073校 (100%)
避難所指定学校数	27,149校 (94.9%)	2,712校 (75.4%)	488校 (45.5%)
各防災機能の保有学校数と避難所指定学校数に対する割合			
備蓄倉庫	21,762校 <80.2%>	1,596校 <58.8%>	335校 <68.6%>
飲料水	20,459校 <75.4%>	1,583校 <58.4%>	335校 <68.6%>
非常用発電機等	16,601校 <61.1%>	1,498校 <55.2%>	369校 <75.6%>
L P ガス等	16,016校 <59.0%>	1,083校 <39.9%>	242校 <49.6%>
災害時利用通信	22,423校 <82.6%>	1,787校 <65.9%>	319校 <65.4%>
断水時のトイレ	16,263校 <59.9%>	1,169校 <43.1%>	275校 <56.4%>

※ 小・中学校には、義務教育学校及び中等教育学校（前期課程）を含む。

※ 高等学校には、中等教育学校（後期課程）を含む。

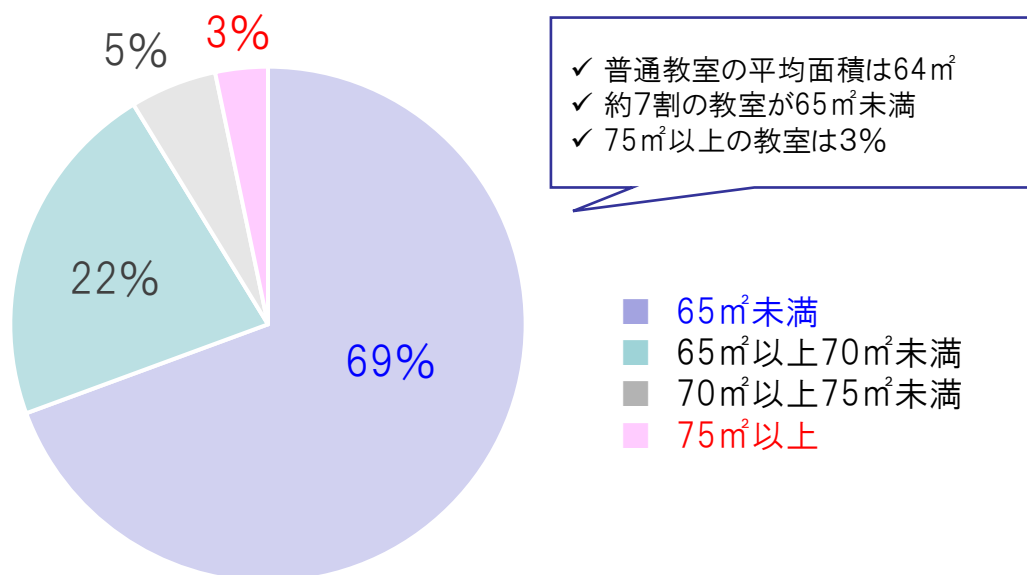
※ 避難所には、災害対策基本法に基づく指定避難所の指定が行われていない場合は、従来の地域防災計画に基づく「避難所」を含む

※ ハード面の整備状況だけでなく、ソフト面での取組を含めた保有状況

（出典）避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査（文部科学省）

- ・ 公立小・中学校の普通教室の平均面積は64㎡となっている。
- ・ 国庫補助基準面積では74㎡(昭和48年以降)とされているが、これは学校の補助基準面積を積算する際の一要素であり、教室の大きさを一律に決めているわけではなく、実態に合わせて各設置者が整備している。

学校の教室面積の現状

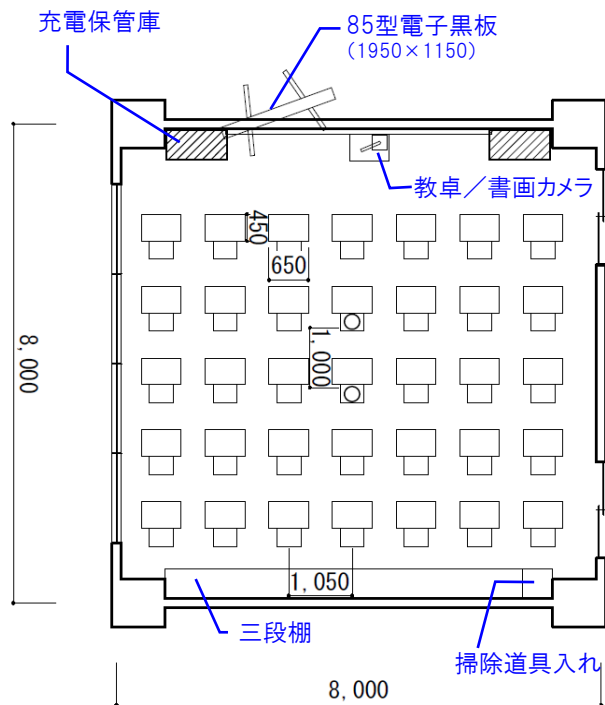


※公立学校施設の実態調査（令和元年度）に基づき算出

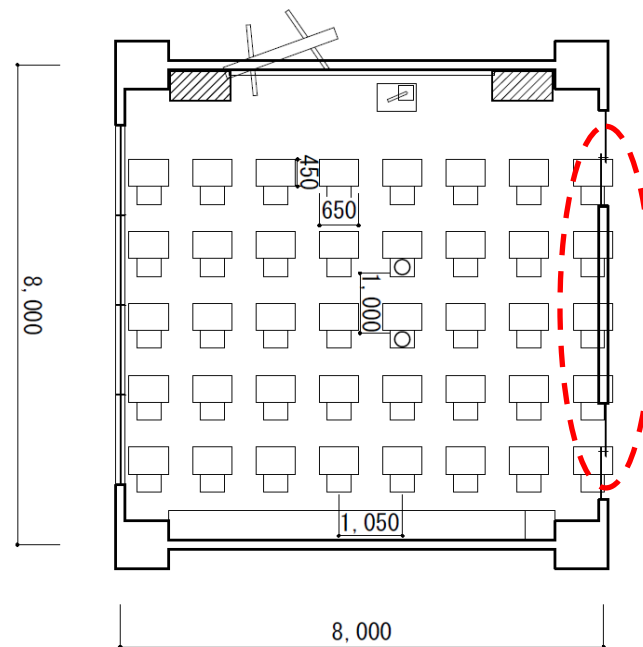
# 教室の規模（学校における身体的距離の確保）

- ・ 情報端末・教科書・ノート等の教材・教具を常時活用できる教室用机(新JIS規格)、情報端末の充電保管庫等の整備や遠隔会議システムの導入等、「1人1台端末」や遠隔・オンライン教育に適合した教室環境の整備を図ることが必要である。
- ・ その上で、最低1mの身体的距離を確保する場合の座席配置の例は以下のとおりとなっている。

64㎡、35人学級



64㎡、40人学級





## 多目的スペースを有する公立小中学校は全体の約3割（7,952校／28,725校）

※公立学校施設の実態調査（令和元年度）に基づき算出

◇多目的スペースとは…

「一斉指導による学習以外に、チームティーチング（複数教員による協力的指導）による学習、個別学習、少人数指導による学習、グループ学習、複数学年による学習等の活動及び児童の学習の成果の発表などに対応するための多目的な空間」（小学校施設整備指針より）

教室に隣接し連続するオープンな空間とする場合、

期待される効果	考慮すべき点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・教室が開放的で使い方の自由度が高まる</li> <li>・多様な学習形態に対応した柔軟な運営ができる</li> <li>・複数のクラス・学級合同の授業など教員の協働的な取組ができる</li> <li>・心理的な安心感が持てる など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音環境の確保（授業時の周りの音が気になる・落ち着かないなどの集中力への影響、音を出す活動がしにくい、音に敏感な児童生徒への配慮）</li> <li>・温熱環境の確保（暑さ対策、暖房対策）</li> <li>・教職員の意識（他学級への音や視線への配慮・気遣い、自学級の領域確保のニーズ） など</li> </ul>

余裕教室等の空きスペースを再配置し、構造耐力上不要な壁等を撤去することで、オープンな空間を設けることが可能。この際、音環境や温熱環境も考慮し、総合的に判断していくことが重要。

なお、音環境等への対策としては、可動間仕切りの整備や天井への吸音材の整備、家具の配置などが考えられる。

### ■糸魚川市立糸魚川小学校 ひすいの里総合学校（新潟県糸魚川市）



▲普通教室はロッカースペースをはさんでオープンスタイル



▲教室前の広々とした多目的スペース。学年ごとの集会も可能

### ■近江八幡市立桐原小学校（滋賀県近江八幡市）




▲広々とした廊下は、場面によって扉を開閉して柔軟に利用

# 学校用家具（教室用机）の整備

## 1. 現状・課題

- ・教室用機の寸法はJIS規格で規定。旧JIS(幅600mm×奥行400mm)と、その1.2倍の広さの新JIS(幅650mm×奥行450mm)が普及
- ・1人1台情報端末に対応した環境整備の観点から、ICT端末や教科書等を常時活用できる新JIS規格の教室用机等の整備が課題


旧JIS	
幅	600mm
奥行	400mm



旧JIS規格の教室用机では、教科書、ノート、筆記用具等だけで机上がふさがりため、ICT端末を利用する際はその他の教材を重ねて置いたり棚になってしまう等の工夫が必要となり、同時に教科書等の教材を活用することができない。

新JIS	
幅	600, 650, 700, 750mm
奥行	450, 500mm

※新JISでは上記のうち幅650mm×奥行450mmが最も普及



ノートPCを活用するため、新JIS規格の教室用机を採用しており、教科書等の教材・教具を同時に活用できている。一方、通路幅が狭くなり、机間巡視がしにくい、などの課題も見受けられることに留意が必要。

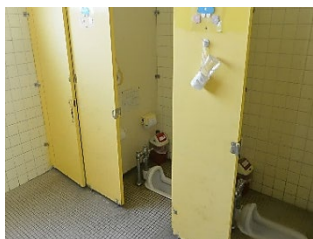
## 2. 新JIS規格の教育用機の整備促進

- ・1人1台情報端末の常時活用に適した新JIS規格の教室用機の計画的な整備とともに、適切な身体的距離を保ちつつ多様な学習形態に柔軟に対応できる教室環境の整備を図ることが重要
- ・学校における教室用機の整備に要する経費について、今後、「GIGAスクール構想」による1人1台端末に対応したより大きなサイズの教室用机（新JISサイズ）を計画的に整備していくために必要な経費を、令和3年度から地方交付税措置

# 公立学校施設におけるトイレ環境の整備



トイレの洋式化・乾式化により、細菌やウイルスの飛散を防止し、衛生環境の改善につながる。

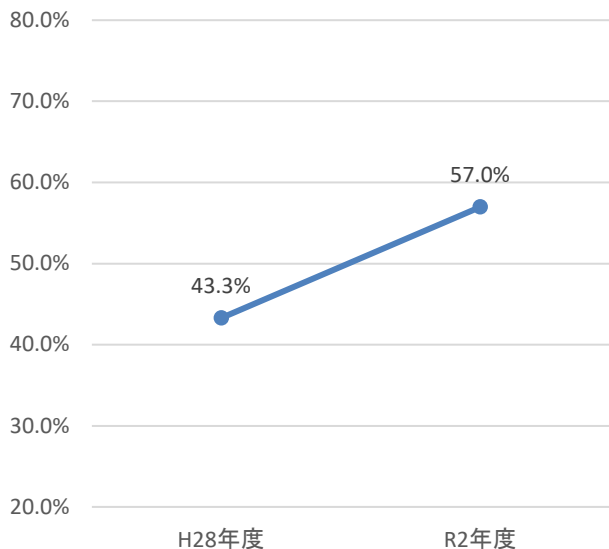


湿式、和式のトイレ



乾式、洋式化したトイレ

## 公立小中学校の洋便器率の推移



## 公立学校施設のトイレ※1の状況

	洋便器数(基)	和便器数(基)	合計(基)	洋便器率	H28年調査(上昇幅)※4
小中学校※2	773,682	583,317	1,356,999	57.0%	43.3% (+13.7ポイント)
幼稚園※3	31,605	10,070	41,675	75.8%	—
特別支援学校	38,236	9,891	48,127	79.4%	—
合計	843,523	603,278	1,446,801	58.3%	—

※1 多目的トイレ(多目的トイレ・障害者トイレ・だれでもトイレ等)を含む、男子トイレの小便器は対象外。

※2 義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を含む。

※3 幼保連携型認定こども園を含む。

※4 H28年度は小中学校のみ調査。

(出典) 公立学校施設のトイレ状況調査(令和2年9月1日時点)

# 公立学校施設のバリアフリー化（バリアフリー法①）

## ●改正バリアフリー法（建築物分野に限る）の概要

### 特定建築物【令第4条】

多数の者が利用する建築物

(例)「**学校**(幼、小、中、義務教育、高、中等、大、高専、専修、各種)」、  
「事務所」、「共同住宅」、「工場」、「老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの」など

注：公立小学校等を除く

### 特別特定建築物【令第5条】

不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物その他の特定建築物

(例)「**特別支援学校、公立小学校等(小、中、義務教育、中等(前期)で公立のもの)**」、「保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署」、「老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)」など

注：条例により、特別特定建築物に、特定建築物を追加可

新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、建築物移動等円滑化基準への適合**努力義務**

- ① **2,000㎡以上**(公衆便所については50㎡以上)の新築、増築、改築※又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への**適合義務**  
※増改築部分のみが義務化の対象
- ② **2,000㎡未満、及び既存建築物**に対して建築物移動等円滑化基準への適合**努力義務**  
注：条例により、面積要件の引下げ可

### 建築物移動等円滑化基準【令第10条～第23条】

【最低限のレベル】

高齢者、障害者等が特別特定建築物を円滑に利用できるようにするために必要な、建築物特定施設※の構造及び配置に関する基準。

- (例)
- ・敷地外から利用居室までの経路の1以上を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(敷地内通路、出入口、廊下、EV等)にしなければならない
  - ・不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するトイレを設ける場合には、車椅子使用者用のトイレを1以上設ける など。

注：条例により、必要な事項の付加可

※出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター等、トイレ、浴室等、ホテルの客室、敷地内通路、駐車場を指す。

建築物移動等円滑化誘導基準【省令】

【望ましいレベル】

※国土交通省資料を抜粋・加工

# 公立学校施設のバリアフリー化（バリアフリー法②）

## ●バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準（義務基準）、建築物移動等円滑化誘導基準（誘導基準）の例

### 出入口

○主な基準

	義務基準	誘導基準
出入口の幅	80cm以上※1	90cm以上※2

※1 不特定多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準  
 ※2 多数の者が利用する直接地上に通じる出入口は120cm以上

### 廊下等

○主な基準

	義務基準	誘導基準
廊下の幅	120cm以上※1	180cm以上※2

※1 不特定多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準  
 ※2 廊下の状況により緩和・適用除外あり

### 傾斜路

○主な基準

	義務基準	誘導基準
手すり	片側設置※1	両側設置※1
傾斜路の幅	120cm以上※2	150cm以上※2

※1 低位部分は適用除外  
 ※2 傾斜路の状況により緩和・適用除外あり

### エレベーター及びその乗降ロビー

○主な基準

	義務基準	誘導基準
出入口の幅	80cm以上※1	90cm以上※3
かごの幅	140cm以上※1・2	160cm以上※3
乗降ロビーの広さ	150m <sup>2</sup> 以上※1・2	180m <sup>2</sup> 以上※3

※1 不特定多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準(適用除外あり)  
 ※2 不特定多数の者が利用する2000m<sup>2</sup>以上の建築物におけるものに限る  
 ※3 不特定多数の者が利用するもので必要階に停止する1以上のものに限る

### 便所

○主な基準

	義務基準	誘導基準
車椅子使用者用便房の数	建物に1以上※1	各階に原則2%以上※2
オストメイト対応水洗器具を設けた便房の数	建物に1以上※1	各階に1以上※2

※1 不特定多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合に限る  
 ※2 多数の者が利用する便所を設ける場合に限る

※その他以下の施設に係る基準がある。

- ・階段
- ・ホテル又は旅館の客室
- ・敷地内の通路
- ・駐車場
- ・標識
- ・案内設備 等

※国土交通省資料を抜粋・加工

# 公立学校施設のバリアフリー化（公立小中学校のバリアフリー化の状況）



## 校舎

令和2年5月1日現在

	学校数 A	車椅子利用者用 トイレ B B/A		スロープ等による段差解消				エレベーター (1階建ての建物のみ 保有する学校を含む)		
				門から 建物の前まで		昇降口・玄関等から 教室等まで		E	E/A	うち 1階建て
				C	C/A	D	D/A			
全体	28,156	18,359	(65.2%)	22,111	(78.5%)	16,122	(57.3%)	7,634	(27.1%)	248
うち 要配慮者 在籍 <sup>※1</sup>	6,303	4,970	(78.9%)	5,395	(85.6%)	4,576	(72.6%)	2,568	(40.7%)	26
うち 避難所 <sup>※2</sup>	22,669	15,166	(66.9%)	17,939	(79.1%)	13,278	(58.6%)	6,118	(27.0%)	157

## 屋内運動場

令和2年5月1日現在

	学校数 A	車椅子利用者用 トイレ B B/A		スロープ等による段差解消				エレベーター (1階建ての建物のみ 保有する学校を含む)		
				門から 建物の前まで		昇降口・玄関等から アリーナ等まで		E	E/A	うち 1階建て
				C	C/A	D	D/A			
全体	27,890	10,299	(36.9%)	20,747	(74.4%)	15,884	(57.0%)	18,387	(65.9%)	17,060
うち 要配慮者 在籍 <sup>※1</sup>	6,278	2,638	(42.0%)	5,039	(80.3%)	4,126	(65.7%)	3,977	(63.3%)	3,514
うち 避難所 <sup>※2</sup>	26,439	9,830	(37.2%)	19,791	(74.9%)	15,201	(57.5%)	17,362	(65.7%)	16,078

※1 円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員が在籍する学校。

※2 避難所に指定されている学校。

災害対策基本法に基づく指定避難所の指定が行われていない場合は、従来の地域防災計画に基づく避難所を含む。

# 公立学校施設のバリアフリー化（令和7年度までの国の目標）

対象		令和2年度 (現状)	令和7年度末までの目標	
車椅子利用者用 トイレ	校舎	65.2%	<b>避難所に指定されている全ての学校</b> に整備する ※令和2年度調査時点で総学校数の約95%に相当	
	屋内 運動場	36.9%		
スロープ 等による 段差解消	門から建物の 前まで	校舎	<b>全ての学校</b> に整備する	
		屋内 運動場		74.4%
	昇降口・玄関 等から教室等 まで	校舎		57.3%
		屋内 運動場		57.0%
エレベーター 1階建ての建物のみ 保有する学校を含む	校舎	27.1%	<b>要配慮児童生徒等※1</b> が在籍する <b>全ての学校</b> に整備する ※令和2年度調査時点で総学校数の約40%に相当	
	屋内 運動場	65.9%	<b>要配慮児童生徒等</b> が在籍する <b>全ての学校</b> に整備する ※令和2年度調査時点で総学校数の約75%に相当	

※1 円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員等を指す。

## ◆学校施設における木材利用◆

### ○木材利用の意義と効果

#### ◆教育的効果の向上

- ・木材による快適な学習環境や木材を通じた学習機会の形成

#### ◆地球環境への配慮

- ・材料製造時の炭素放出量が少ない省エネ材料のため温暖化抑制に寄与

#### ◆地域の風土、文化への調和

- ・地域材や地場職人の活用による地域経済や地場産業の振興

### ○木材利用の課題

- 「木」に対する知識・理解の不足、木材利用経験の不足
- 木材の供給および調達
- 木材流通量による地域ごとの市場価格の違い

#### 《対策》

- ・木材を利用して整備した6割超の学校施設の取組事例を周知
- ・木材利用を推進するため、補助単価の加算を実施

・脱炭素社会の実現に資するため、令和4年度より学校施設の内装木質化を標準化

・地域材を活用して木造施設を整備する場合、補助単価を5.0%加算

#### ◎地場産業の活性化

- ・地域材や地場の職人の技術の活用による、地域経済の活性化や地場産業の振興



児童の製材所の視察  
(提供：田辺市教育委員会)



#### ◎教育的効果の向上

- ・柔らかくて温かみのある感触や優れた調湿効果による、豊かで快適な学習環境を形成
- ・森林の保全、地域の産業や地球環境問題などについて学習する教材としての活用



真庭市立北房小学校 普通教室  
CLT部分利用 (構造材)

#### ◎地球環境への配慮

- ・鉄やアルミニウム等に比べて、材料製造時に要するエネルギー量が少ない
- ・炭素を貯蔵するため温暖化抑制に寄与
- ・森林の有する公益的機能・多面的機能の維持、向上

#### ◎地域の風土や文化への調和

- ・学校づくりを通じた、地域とのコミュニティ形成や木の文化の継承の機会の提供

### ◇会津坂下町立坂下東幼稚園

福島県河沼郡会津坂下町字上口705



### ◇多賀町立多賀中学校

滋賀県犬上郡多賀町多賀210



建物区分  
・園舎  
構造規模  
・木造  
(1階建て)  
延床面積  
・1,380㎡  
木材使用量  
・478㎡



出典：全国に広がる木の学校～木材利用の事例集～(平成26年7月 文部科学省)より



# 学校施設における木材利用（公立学校施設における木材利用進捗状況）

(単位：棟)

## 1. 新しく建築された木造施設の整備状況及び非木造施設の内装木質化の状況

令和2年度に新しく建築された全ての学校施設**805棟のうち、595棟（73.9%）**が木材を使用。

※ 木材の利用状況調査より  
 ※ 公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の計

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
全施設数	760	823	805
うち木造施設数① (木造施設数/全施設数)	172 (22.6%)	186 (22.6%)	154 (19.1%)
うち非木造施設数	588	637	651
うち内装木質化数② (内装木質化数/全施設数)	297 (39.1%)	322 (39.1%)	441 (54.8%)
木材を使用した施設数①+② (内装木質化数/全施設数)	469 (61.7%)	508 (61.7%)	595 (73.9%)

## 2. 新しく建築された学校と木材を使用して改修された学校の木材使用量

令和2年度に整備された学校施設では、**39,572m<sup>3</sup>**の木材を使用。うち、**14,240m<sup>3</sup>（36.0%）**が木造施設で、**25,332m<sup>3</sup>（64.0%）**が非木造施設の内装木質化等において使用された。

※ 木材の利用状況調査より  
 ※ 公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の計  
 ※ 数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
全施設木材使用量	41,076	44,978	39,572
うち国産材 (国産材率)	24,675 (60.1%)	28,194 (62.7%)	23,442 (59.2%)
うち木造施設	13,634	17,510	14,240
うち国産材 (国産材率)	10,991 (80.6%)	14,433 (82.4%)	10,364 (72.8%)
うち非木造施設 (内装等に木材を使用)	27,442	27,468	25,332
うち国産材 (国産材率)	13,684 (49.9%)	13,761 (50.1%)	13,078 (51.6%)

### 参考 全木造施設数

- 全学校施設数： 368,494棟
- うち木造施設数： 32,497棟（8.8%）

※公立学校施設実態調査より（令和2年5月1日時点）

※公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の計

## 学校施設の複合化等（複合化の実施状況）



## 公立学校施設を複合化した公共施設等の種類別件数(延べ数)

施設区分	文教施設					社会福祉施設						
	社会教育施設			社会体育施設		児童福祉施設			老人福祉施設			
施設種別	図書館	公民館等 *1	博物館等 *2	プール	体育館等 *3	放課後 児童クラブ	保育所	児童館等 *4	特別養護 老人ホーム	老人 デイサービス センター等*5	障害者支援 施設等*6	その他の 社会福祉 施設
小学校	38	383	17	18	42	6,294	97	354	0	98	10	11
中学校	7	60	5	14	68	39	15	7	2	13	1	3
計	45	443	22	32	110	6,333	112	361	2	111	11	14

\*1 公民館、集会所、コミュニティ施設等

\*2 博物館、文化施設等

\*3 体育館、武道館等

\*4 児童館、児童発達支援センター等

\*5 老人デイサービスセンター、在宅介護支援センター等

\*6 地域活動支援センター、身体障害者福祉センター等

文教施設・社会福祉施設以外の施設						計
病院・ 診療所	行政機関	給食共同 調理場	地域防災用 備蓄倉庫	民間施設	その他	
3	32	99	4,036	5	16	11,553
2	17	54	1,517	1	16	1,841
5	49	153	5,553	6	32	13,394

(平成26年5月1日時点 文部科学省調べ)

# 学校施設の複合化等（集約化・共用化等）

学校施設の集約化・共同利用に関する取組事例集(令和2年3月)より  
[https://www.mext.go.jp/content/20200330-mxt\\_shisetsu01-100003127\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200330-mxt_shisetsu01-100003127_1.pdf)

## 茨城県 下妻市（プールの共用化事例）

- 下妻市の小中学校プールの多くが昭和40年代に建設され、築後50年を迎える。
- 校舎や屋内運動場の耐震化を最重要課題として、耐震補強・改築に加え、大規模改修を進めてきたが、プール施設については、大規模改修工事は未実施であり、予算的にも予防保全を行うことは難しく、不具合が起こる度に修繕を行うサイクルになっていた。
- プール施設の老朽化が激しい要因としては、全て屋外プールであるため、風雨や紫外線にさらされ、防水塗装やプールサイドのタイル等が劣化していた。
- プールの使用期間(例年6月上旬から夏休み前までの7週間程度)における各校プールの稼働率※についても低い状況であった。



プール施設のあり方についての検討が必要！

※ 稼働率

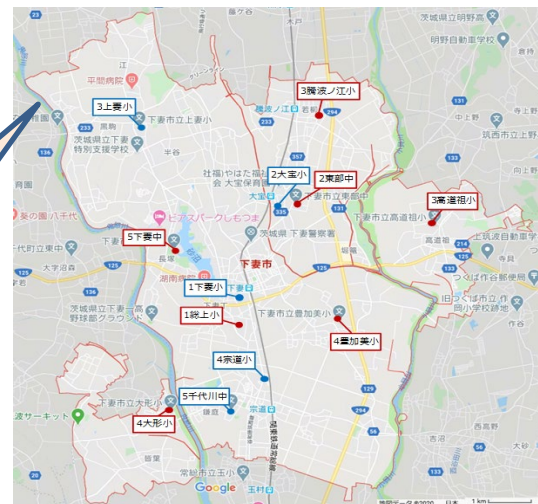
夏季(6月～7月3週目までの7週間)の授業210時間(1日6時間×平日5日×7週)に対し、2学級で同時授業を行うこととした場合の12時間水泳授業を実施する必要時間(学級数÷2学級×12時間)の割合。例：(20学級÷2学級(同時授業)×12時間)/210時間=57%



### ＜必要とされるプール数を考慮して集約化＞

- ・稼働率を用いて学校の利用状況を可視化、稼働率を基にプールを保持する学校（基幹校）と他校のプールを利用する学校（利用校）をそれぞれ決定。
- ・11校で保有していたプールについて、今後の必要数を5か所と方針決定。
- ・自校プールを廃止して基幹校のプールを利用する学校（利用校）については、基本的に地理的に基幹校に近い学校を選定。

### ★学校所在地からプールを保有・維持する学校を選定



利用校から基幹校へはバスを利用



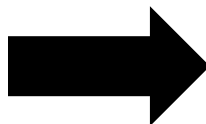
〔集約前〕

平成30年5月時点

### ★共用化に向けた学校の組合せ

校名	児童数	学級数	建設年	稼働率
下妻小	590	20	S46	57%
大宝小	226	8	S57	23%
騰波ノ江小	124	6	S44	17%
上妻小	305	12	S44	34%
総上小	120	6	S45	17%
豊加美小	144	6	S45	17%
高道祖小	205	6	S56	17%
宗道小	311	12	S47	34%
大形小	169	6	S46	17%
下妻中	560	16	一※	46%
東部中	355	11	S47	34%
千代川中	244	7	H11	20%
平均	280	10		28%

集約化



〔集約後〕 共同利用の組合せ

基幹校	利用校	稼働率	番号
下妻小	総上小	74%	1
大宝小	東部中	57%	2
上妻小	騰波ノ江小 高道祖小	68%	3
宗道小	大形小 豊加美小	68%	4
千代川中	下妻中	66%	5
平均		67%	

集約化により30年間で約4.56億円の費用削減！

# 学校施設におけるPFI等の官民連携(PFI等の予算事業)

## 文教施設における多様なPPP/PFIの先導的開発事業

令和4年度予算額 : 25,911千円  
 (前年度予算額 28,022千円)

### <主旨・背景>

- 今後多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中、公共負担の抑制に資するPPP/PFI事業の推進については、良好な公共サービスの実現・新たなビジネス機会の創出も期待できることから、「PPP/PFI推進アクションプラン」（令和3年6月 民間資金等活用事業推進会議決定）等において求められている。
- 文部科学省においては、文教施設におけるPPP/PFI事業の案件形成を図るため、**地方公共団体等の多様なPPP/PFI事業の検討段階を支援するとともに、先導的な事業の収集・分析**を行い、その**成果を全国に発信・普及**する取組を実施する。特に①施設の維持管理に関する包括的民間委託事業、②集約・複合化に関する事業、③カーボンニュートラルに資する事業、④コンセッション事業、⑤小規模な地方公共団体における事業等が求められている。

## 文教施設における多様なPPP/PFIの先導的開発事業

### 多様なPPP/PFI事業の推進のため、先導的な事業の具体的な検討を支援

#### 先導的開発事業の実施

##### 多様なPPP/PFI事業導入のプロセス

##### 検討段階

1. 事業の発案

2. 具体化の検討

PPP/PFI手続

事業実施

#### 事業の内容

地方公共団体等における多様なPPP/PFI手法の導入が進むよう、地域や施設の特性を踏まえ、**事業手法の検討**など「**事業の発案**」や、**事業スキームの開発**など「**具体化の検討**」を実施

##### 1. 事業の発案

(具体的な検討例)

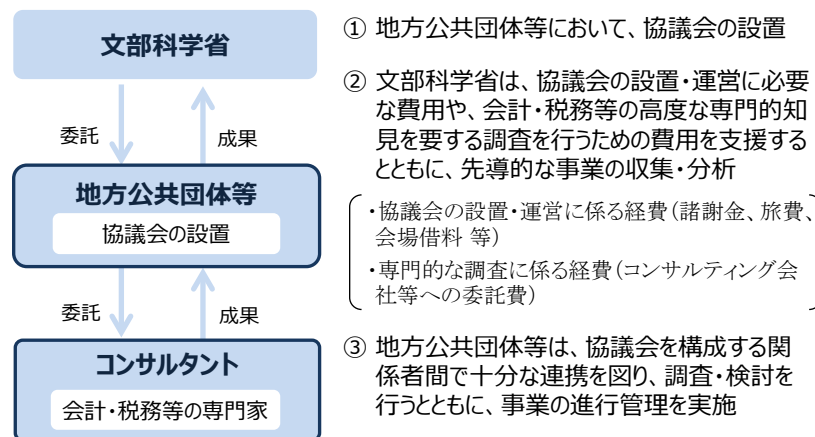
- 事業手法の検討（目的の明確化、検討体制や意思決定プロセスの構築、施設整備・維持管理方針の検討、事業手法の比較・検討等）
- 導入の判断基準（スケジュール、導入効果やVFM算定方法の検討等）
- 民間事業者へのインセンティブ（創意工夫を引き出す仕組み、収益の分配、複合的な運営の検討等） など

##### 2. 具体化の検討

(具体的な検討例)

- 事業スキームの開発（期間・範囲、VFMの算定、リスク分担、情報開示、法令上・会計税務上の課題整理等）
- 民間事業者の意向調査（専門的人材の確保の検討等） など

#### 事業の仕組み



< 実施体制イメージ >

# 公立学校施設整備費負担金事業における設計者選定方式の状況

## ◆調査対象：

過去5年間（平成29年度～令和3年度）における公立学校施設整備費負担金事業 139件  
（36都道府県）

※小中学校等の校舎に係る統合事業、分離新設事業

※補助面積2,000㎡以上

## ◆調査結果

### ○業者選定方式について

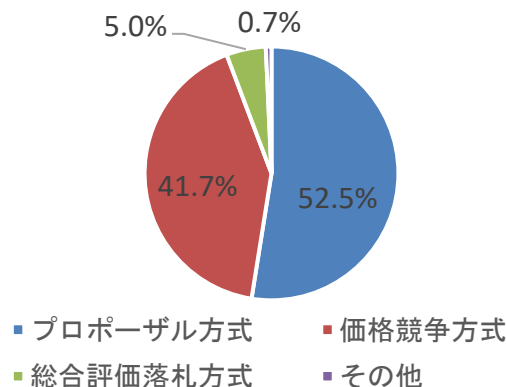
- ・価格競争方式 : 58件 (41.7%)
- ・総合評価落札方式 : 7件 (5.0%)
- ・**プロポーザル方式等 : 73件 (52.5%)**
- ・その他 : 1件 (0.7%)

※四捨五入しているため、%の合計は100とにならない。

### 地方公共団体のプロポーザル方式導入状況（令和3年度国土交通省調べ）

- ・市区町村 本格導入34.4%，試行導入12.6%

## 設計者選定方式の割合



### ○プロポーザル方式等を採用しなかった理由（複数回答可）

- ・当初からプロポーザル方式等を検討していなかったため : 57件 (86.4%)
- ・法令・内部規則等により、価格競争によることが原則とされている等のため : 32件 (48.5%)
- ・かかる費用をできる限り安く抑えることが重要と考えるため : 20件 (30.3%)
- ・プロポーザル方式を採用する必要性が分からないため : 2件 (3.0%)
- ・その他 : 11件 (16.7%)
- ・発注から契約までの事務作業量が多いため : 5件 (7.6%)
- ・プロポーザル方式に係る事務作業に精通した職員が配置されていないため : 0件 (0.0%)
- ・その他 : 4件 (6.1%)

※複数回答可の項目であるため、%の合計は100とにならない。